



一般廃棄物の広域移動による 処理・リサイクルの取組について



北九州市 環境局 環境政策部 環境首都政策課

北九州市の一般廃棄物の広域受入の取組状況

(1) 広域連携による近隣都市のごみ処理受入

- ・ 近隣3団体からの依頼により受入処理を実施
- ・ 受入品目:可燃ごみ(一部団体の粗大ごみ)
- ・ 市処理施設で受入処理

(2) リサイクル目的の場合

- ・ 民間リサイクル業者に一廃処理に関する許可
- ・ 北九州市として広域受入を政策的に位置付け

(3) 緊急避難措置としての受入処理

- ・ その都度、本市処理能力等を勘案し判断

広域連携による近隣都市のごみ処理受入状況(1/2)

(1) 受入団体

受入団体名	受入期間 (7ヵ年ごとに基本協定更新)	年間受入量
直方市	H13～H19年度／更新H20～26年度	2万トン
行橋市・みやこ町清掃施設組合	H17～H23年度	2.7万トン
遠賀・中間広域行政事務組合	H19～H25年度	4.2万トン
計		8.9万トン

(2) 受入目的

福岡県北東部地方拠点都市地域基本計画における中核都市として、

- ・ 地域の一体的な整備・振興
- ・ 地域全体の行政コスト削減
- ・ 循環型社会構築

のため、他都市の一般廃棄物の受け入れを実施。

2

広域連携による近隣都市のごみ処理受入状況(2/2)

(3) 他都市ごみの受入前提となる北九州市が掲げる三原則

近隣都市の首長、議会の全議員・全会派の総意に基づく要請を受け、次の三原則に適合していることを確認の上で受け入れを実施。

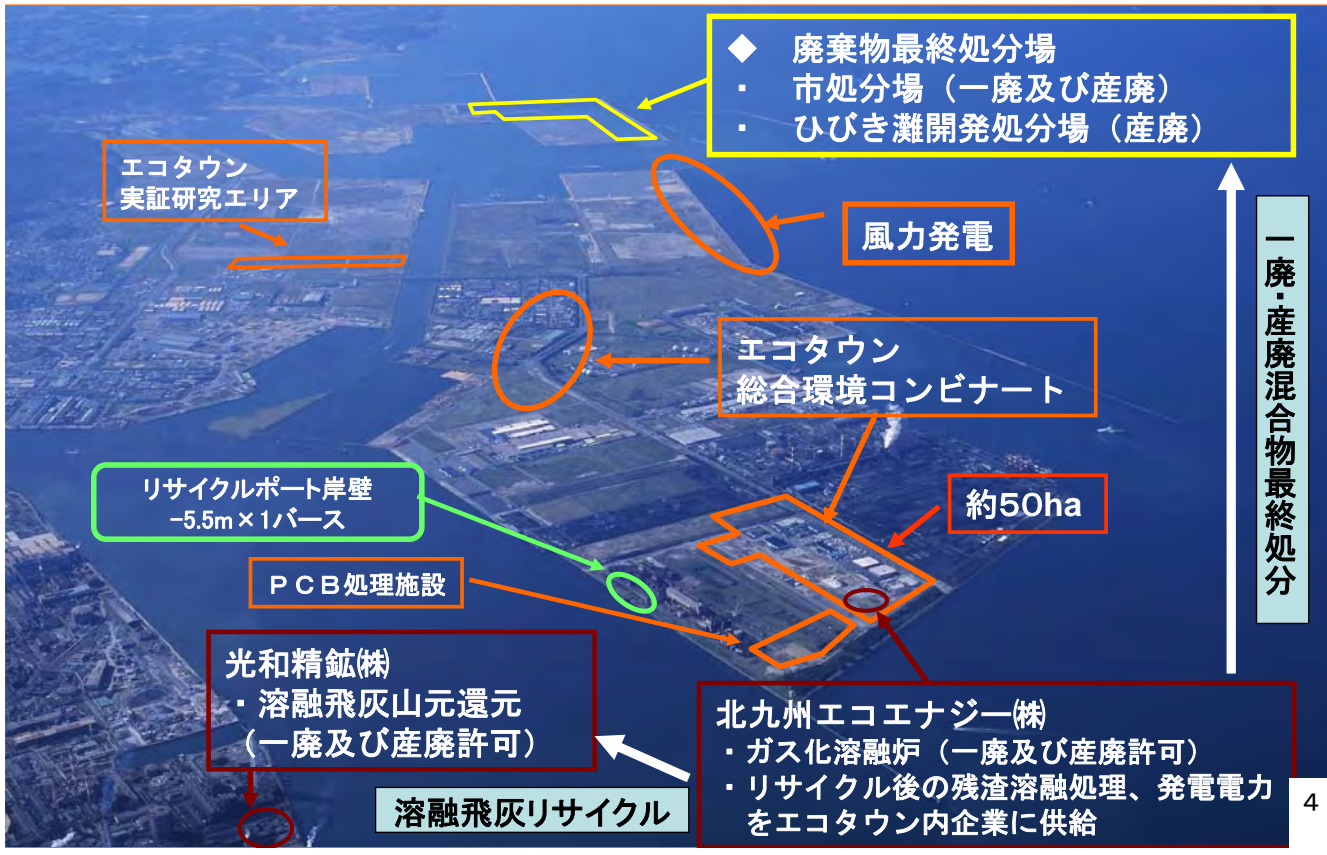
- (1) 本市のごみ処理に支障がないこと
- (2) 本市と同等またはそれ以上のリサイクル、減量努力を行うこと
- (3) 本市と一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていること

(4) 搬送時の条件

- ・ 本市内の交通負荷低減、焼却工場搬入時の車両混雑の緩和、運搬効率の向上のため、各都市は圧縮中継施設を整備し、10トントラックによるコンテナ搬送を行うこと。
- ・ 可能な限り都市高速道路等を利用し、市街地の通行を回避する搬送経路によること。

3

リサイクル目的の一般廃棄物広域受入の取組状況 北九州エコタウン事業



4

リサイクル目的の一般廃棄物広域受入の取組状況 (一般廃棄物受入企業の状況例)

企業名	品目	九州内受入団体数									山口県以東を含む 受入団体計	一廃許可	
		福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	処分業許可		施設設置許可	
A社	蛍光管	27	12	10	16	13	9	10	9	143	○	○	
B社	缶・びん	1								1	○	○	
C社	小型家電	1								1	○	○	
D社	廃食用油	3								3	有価		
E社	廃木材	6								6	○	○	
F社	溶融飛灰	1		2						3	市町村委託	○	

5

北九州市の一般廃棄物に関する許可を行う場合の 基本原則

- 一般廃棄物処理は、地方自治法の自治事務であるため原則として市が行ない、例外として次の特定事由に該当する場合に限り、民間事業者一般廃棄物の処分業・施設の設置を許可するものとしている。

1) 事業者の責務を果たすためのみに行う場合

廃掃法第3条の規定により事業者の責務を果たすために、資本関係がある、或いは生産工程・地理的に緊密な関係にある排出先が常に特定される企業グループ内等で発生した事業系一般廃棄物のみを共同で処理する場合。

2) 確実なリサイクルを実施されることが確認できる場合

リサイクル目的であり、回収から処理、販路の確保までを通じて確実なリサイクルを実施することを市が認めた事業であり、かつ、本市処分場に大きな影響を及ぼさない事業である場合。

3) 地域全体のゼロエミッションに資する場合

リサイクル事業、または、排出事業者において、ごみ減量・リサイクルに積極的に取り組んだ結果においても、どうしても生じる残渣を処理対象物とし、処理工程において高効率発電等による資源の有効活用を図り、溶融処理、山元還元等により、地域全体のゼロエミッションの実現に資する事業の場合。

6

リサイクル事業、特に一般廃棄物を広域的に対象とする場合の課題

- (1) リサイクルといえども「ごみ」を取扱ことに対する
市民の不安感・不信感・嫌悪感
- (2) 自分の地域のごみは地域内で処理すべき。
一般廃棄物に対する「自区内処理の原則」の誤解。
- (3) 一般廃棄物の法的取扱
 - ・ 一廃か産廃か
 - ・ 処分業、施設の設置許可
 - ・ 広域移動の手続きと市町村の処理責任

7

(1) リサイクルといえも「ごみ」を取扱ことに対する 市民の不安感・不信感・嫌悪感 (1/2)

□ NIMBY: *Not In My Back Yard* (自分の裏庭にはあって欲しくない)
廃棄物を取扱う場合、必要性は認識するものの自分たちの地域には建設して欲しくないとする住民感情が必然的に生じる。

■ 受入側市民の感覚

- ・ リサイクルといえども「ごみ」である。不安感、嫌悪感、不信感。
- ・ リスクはゼロにできるはず。リスクゼロでなければ認められない。
- ・ 特に一般廃棄物の場合、自区内処理の原則の呪縛。
なぜ「ごみ捨て場」を引き受けるのか。排出自治体が自前処理すべき。

■ 排出元自治体との意識のズレ

- ・ 単なる処分先として選定した、経費負担をもって責任遂行という認識
受入側住民への配慮の欠如。協働という概念の欠如。

8

(1) リサイクルといえも「ごみ」を取扱ことに対する 市民の不安感・不信感・嫌悪感 (2/2)

北九州市がエコタウン・PCB処理施設立地で学んだこと

■ 徹底した説明責任を果たす 「いつでも、どこでも、誰にでも」

■ 徹底した情報公開 「迅速に、正直に、正確に」

(1) リスクマネジメント

- ・ ゼロリスクはありえない前提：市民対して「絶対安全」とは言わない
⇒ リスクを想定し、事前にハード、ソフト両面からの安全対策、
回避・軽減を図る措置を講じる

(2) リスクコミュニケーション

従来型：安全であることを説明し、関係者を説得、納得してもらう手法

↓

情報を関係者で共有し、リスク管理・評価のあり方について相互理解・
科学的知見に基づいた正確な情報提供と現場公開

↓

市民の不安感、不信感、嫌悪感の払拭 = 事業の安定性確保

9

(2) 自分の地域のごみは地域内で処理すべき。(1/2) 一般廃棄物に対する「自区内処理の原則」の誤解。

□ 自区内処理の原則の誤解

(域内で発生した一般廃棄物は、全て発生した市町村内・地域内で処理しなければならないとする考え方。)

⇒ 市町村は、適正処理を行う施策を確実に履行する責任を負うものであり、自区内処理、いわゆる市町村が自ら処理施設を確保し、処理そのものを域内で完結しなければならないということではない。

○ 市町村の処理責任とは、

一般廃棄物について、

- ◆ 「どこで・どのように適正に処理」するのかについて、自主性・自立性を持って計画を策定し、
- ◆ 計画どおり処理されていることを最後まで確認する責任を負う。

10

(2) 自分の地域のごみは地域内で処理すべき。(2/2) 一般廃棄物に対する「自区内処理の原則」の誤解。

■ 市町村の一般廃棄物処理責任

1 地方自治法上の規定

- ・ 一般廃棄物の処理は、地方公共団体の自治事務と規定
- ・ 自治事務とは、地方公共団体が「自らの判断と責任」で行う事務

2 廃棄物処理法の規定

- ・ 廃掃法では、地方自治法に規定する「市町村の事務処理に際し、地域における総合的・計画的な行政運営を図るために定める基本構想」に即して、「一般廃棄物処理計画を定め、計画に従って一般廃棄物の処理を行わなければならない」と規定。
- ・ 「どこで・どのように適正に処理」するのかについて、自治事務として、自主性・自立性を持って計画を策定し、計画どおりに適正に処理されていることを最後まで確認する責任を負っているもの。

⇒ 適正処理を行う施策を確実に履行する責任を負うものであり、区域内で処理を完結することを義務付けるものではない。

11

(3) 一般廃棄物の法的取扱 一般廃棄物か産業廃棄物かの判断

■ 一般廃棄物か産業廃棄物かの判断

例1: 生ごみ: 廃棄物処理法施行令第2条の規定

食料品製造業、医薬品製造業または香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物

産廃	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当製造業から発生する生ごみ ・豆腐製造業から発生するおから ・冷凍食品製造業から発生する生ごみ
一廃	<ul style="list-style-type: none"> ・豆腐小売業(製造小売)から発生するおから ⇒ サービス業 ・弁当小売業(製造小売)から発生する生ごみ ⇒ 小売業 ・レストランから発生する生ごみ ・宅配ピザ屋から発生する生ごみ

例2: 海岸漂着ごみ

- ・ 海岸清掃で市町村が回収した漂着ごみは、ごみの性状により、事業系一般廃棄物または産業廃棄物。通常、一廃・産廃混合物の状態。12

(3) 一般廃棄物の法的取扱 一般廃棄物処理に関する許可

(1) 一般廃棄物は、有価物となった時点または他の法令の規定に寄らない限り、一般廃棄物は一般廃棄物のまま変わらないこと。

- 一般廃棄物のリサイクル後の残渣の処理は、
⇒ 一般廃棄物の処分業及び(規模により)一般廃棄物処理施設設置許可を有す施設で処理する必要がある。
(一廃・産廃を混合してリサイクルした場合、両方の許可を有する施設)

(2) 一方で、一廃処理に関する許可は市町村はなかなか出さない。

- ・ 産廃許可は、申請が適合していれば許可拒否はできない。
- ・ 一般廃棄物処理は、市町村の自治事務であるため、廃掃法の規定により、
 - ・ 市町村による収集運搬・処分が困難であること。
 - ・ 市町村の処理計画に適合していること。

と認めるときでなければ、許可をしてはならない。

◆ 施設設置許可には、都市計画審議会への付議・議決が必要

- ⇒ 学識経験者・市民等多様な委員により、公開の場で議論されるため、一定の説明責任を果たす場と捉えられる。

(3) 一般廃棄物の法的取扱 広域移動の手続きと市町村の処理責任

□ 廃棄物処理法(施行令第4条第9号) ⇒ 事前通知

一般廃棄物の処理・リサイクルの委託先が他の市町村の区域内にあるときは、あらかじめ、受入先市町村に対して、

- ・委託先の所在地、委託者の住所、名称等
- ・種類、量、処理・リサイクル方法、開始日

通知すること。(通知とは、事前協議、受入側同意の意)

□ 廃棄物処理法(第6条第4項) ⇒ 一般廃棄物処理計画との整合

一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

- ・各市町村間で密接に連絡を取り、お互いの計画に齟齬がないよう努める必要がある。

◆ 一般廃棄物の市町村は最後まで処理責任を負うこと

仮に適法に委託した場合であっても、最終的な責任は市町村が負わなければならない。

14